

# 滑川市障害者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和 38 年滑川市規則第 10 条）第 21 条の規定に基づき、滑川市障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者、同条第 4 号に規定する知的障害者及び同条第 6 号に規定する精神障害者をいう。

(奨励金の交付)

第 3 条 市長は、障害者とその能力に適合する職業に就くことを促進し、その職業の安定を図るため、障害者を常用労働者として雇用する事業主に対し、奨励金を交付する。

(交付対象者)

第 4 条 奨励金の交付対象者は、市内に事業所を有する事業主で、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 市内に引き続き 1 年以上居住している障害者を雇用している事業主であつて、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 5 条に規定する職場適応訓練費又は同規則第 6 条の 2 若しくは雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 110 条に規定する特定求職者雇用開発助成金（以下「国又は県の給付金」という。）の受給満了日の属する月の翌月から起算して 1 年以上雇用している事業主であること。

(2) 常時 300 人以下の労働者を雇用する事業主であること。

(奨励金の額と期間)

第 5 条 奨励金の交付は、国又は県の給付金の支給満了日の属する月の翌月から起算して 1 年間とし、障害者 1 人当たり年額 6 万円とする。

(交付の申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、前条の期間満了後 6 月以内に、滑川市障害者雇用奨励金交付申請書（様式 1 号）により市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときはその内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは滑川市障害者雇用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（調査及び報告）

第8条 市長は、申請者に対して奨励金の交付に関し必要に応じて調査し、又は報告をもとめることができるものとする。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の滑川市心身障害者雇用奨励金交付要綱の規定は、国又は県の給付金の支給満了日が昭和58年4月1日以後で、かつ、当該以降も引き続きその心身障害者を雇用した事業主に係る奨励金から適用する。ただし、この告示施行の際旧告示の規定により奨励措置を受けているものについては、なお、従前の例による。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。